

## 随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	伊賀南部クリーンセンター処理困難物前処理作業業務委託
2. 発注室	伊賀南部環境衛生組合 業務室
3. 業務概要・契約期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月31日 伊賀南部クリーンセンターで発生する処理困難不燃物の前処理作業（缶スプレー開孔、液体塗料固化など）
4. 場所	伊賀市 奥鹿野 地内
5. 契約予定日	令和6年 4月 1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有すると発注担当者が判断した者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで名張市内または伊賀市内に所在する団体であること。